

## フランス刑法における新たな正当化事由：内部通報者の保護

井上, 宜裕  
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/4151120>

---

出版情報：法政研究. 87 (3), pp.63-89, 2020-12-18. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：



# フランス刑法における新たな正当化事由

——内部通報者の保護——

井上 宜裕

序論 フランス刑法における正当化事由

I 内部通報者の保護

一 従来の枠組

二 経済活動の透明性、汚職対策及び現代化に関する二〇一六年二月九日の法律第二〇一六―一六

九一号

II TEFAL事件

一 事案の概要

二 破毀院刑事部二〇一八年一〇月一七日判決

結論 刑法典第一二二―九条の意義

一 内部通報者の刑事無答責の具体的要件

二 刑法典第一二二―九条に対する評価

## 序論 フランス刑法における正当化事由

現行フランス刑法は当初、正当化事由として、法令行為・正当な官憲の指令（刑法典第二二一―二二四条<sup>①</sup>）、正当防衛（刑法典第一二二―一三五条<sup>②</sup>）、及び、緊急避難（刑法典第一二二―一三七条<sup>③</sup>）の三つを規定していた。前二者は、ナポレオン刑法典では殺傷罪に関する各則で規定されていたものであり、後者は、現行刑法制定時に新設されたものである。

そこに、経済活動の透明性、汚職対策及び現代化に関する二〇一六年一月九日の法律第二〇一六―一六九一号<sup>④</sup>によって、新たな正当化事由が加わることとなった。それが、内部通報者の保護に関する正当化事由（刑法典第一二二―九条）である。

本稿では、この新たな正当化事由について、立法経緯を踏まえた上で、その内容を精査する。

## I 内部通報者の保護

## 一 従来 of 枠組

内部通報者の保護に関しては、二〇一六年法成立以前から一定の措置が取られていた。例えば、公衆衛生法典では、二〇一一年に<sup>⑤</sup>、保健衛生商品の安全性に関する秘密を暴露した者を保護する規定が置かれた。

・公衆衛生法典第L. 五三二―一四―一二条

①善意で、雇用者、司法または行政当局に対して、自己が職務の遂行において認識した、第L. 五三二―一―一条に規定

される製品の公衆衛生上の安全に関する事実を詳述しまたは証言したことを理由に、何人も、差別的措置の対象とならず、採用手続、または、研修もしくは職業訓練への参加から排除されない他、制裁を加えられ、とりわけ報酬、待遇、職業訓練、再配置、配属、資格、分類、職業上の昇任、人事異動もしくは契約の更新に関して、直接的もしくは間接的な差別的措置の対象となりえない。

②これに反する全ての規定または行為は、当然に無効である。

③前二項の適用に関する争訟の場合、対象者が、公衆衛生上の安全に関する事実を詳述しまたは証言したことを推定させる事実を証明する限りにおいて、被告側は、その要素に鑑み、当事者の申告または証言以外の客観的要素によって自らの決定が正当化されることを証明する責任を負う。判事は、必要な場合、有益と思量するあらゆる証拠調べを命じた後、心証を形成する。

また、公衆衛生法典では、二〇一三年<sup>6</sup>に、公衆衛生及び環境に関して、次のような内部通報者保護規定も設けられた。

・第L. 一三五一条

①善意で、雇用者、司法または行政当局に対して、自己が職務の遂行において認識した、公衆衛生または環境に対する重大な危険に関する事実を詳述しまたは証言したことを理由に、何人も、採用手続、または、研修もしくは職業訓練への参加から排除されない他、制裁を加えられ、とりわけ報酬、待遇、職業訓練、再配置、配属、資格、分類、職業上の昇任、人事異動もしくは契約の更新に関して、直接的もしくは間接的な差別的措置の対象となりえない。

②これに反する全ての規定または行為は、当然に無効である。

③前二項の適用に関する争訟の場合、対象者が、公衆衛生または環境に対する危険に関する事実を善意で詳述しまたは

証言したことを推定させる事実を証明する限りにおいて、被告側は、その要素に鑑み、当事者の申告または証言以外の客観的要素によって自らの決定が正当化されることを証明する責任を負う。判事は、必要な場合、有益と思量するあらゆる証拠調べを命じた後、心証を形成する。

労働法の分野では、二〇〇七年に、会社の汚職に関する通報者を保護する規定が設けられた。

・労働法典第1. 一一六一—一条

①善意で、雇業者、司法または行政当局に対して、自己が職務の遂行において認識した、汚職の事実を詳述しまたは証言したことを理由に、何人も、採用手続、または、企業における研修もしくは職業訓練への参加から排除されえない他、全ての被雇業者は、制裁を加えられ、解雇され、または、とりわけ報酬、職業訓練、再配置、配属、資格、分類、職業上の昇任、人事異動もしくは契約の更新に関して、直接的もしくは間接的な差別的措置の対象となりえない。

②そこから生じる全ての労働契約の破棄、これに反する全ての規定または行為は、当然に無効である。

③前二項の適用に関する争訟の場合、当該被雇業者、または、採用、企業における研修もしくは職業訓練の候補者が、汚職の事実を詳述しまたは証言したことを推定させる事実を証明する限りにおいて、被告側は、その要素に鑑み、被雇業者の申告または証言以外の客観的要素によって自らの決定が正当化されることを証明する責任を負う。判事は、必要な場合、有益と思量するあらゆる証拠調べを命じた後、心証を形成する。

このように、限られた分野において、一定の範囲で、内部通報者の保護規定は存在したが、他の欧州諸国と比べても、フランスが立ち後れていることは明らかであった。

二 経済活動の透明性、汚職対策及び現代化に関する二〇一六年二月九日の法律第二〇一六  
— 一六九一号

a) 概要

そこで、登場したのが、経済活動の透明性、汚職対策及び現代化に関する二〇一六年二月九日の法律第二〇一六—一六九一号である。腐敗行為の防止を積極的に進めるため、同法では、専門機関を設置し、合わせて、広く内部通報者（*lanceurs d'alerte*）の保護を図る施策が盛り込まれた。内部通報者に関する規定は、次の通りである。

・二〇一六年二月九日の法律第六条

- ① 内部通報者とは、自身が個人的に認識した、重罪もしくは軽罪、フランス国によって正式に批准もしくは承認された国際協約、そのような国際協約に基づいてなされる国際機関の単独行為、法律もしくは規則に対する重大かつ明白な違反、または、一般の利益に対する重大な脅威もしくは損害について、無私無欲かつ善意で暴露または通報する自然人である。
- ② 国防上の秘密、医療上の秘密または弁護士と依頼者間の秘密に属する事実、情報または記録は、いかなる形態または媒体であっても、本章に定める通報制度から除外される。

・第七条

刑法典第一編第二章は、以下のように起草される第二二一九条によって補完される。

「第二二一九条—法律によって保護される秘密を侵害する者は、この暴露が当該利益の保護に必要でかつこれと均衡

しており、法律によって定められた通報手続に従って行われるもので、かつ、その者が経済活動の透明性、汚職対策及び現代化に関する二〇一六年一月九日の法律第二〇一六―一六九一号第六条に定められる内部通報者の定義に当てはまる限りにおいて、刑法上責任を負わない。」

## ・ 第八条

I. ― ① 通報は、直接的または間接的な階層的上位者、雇用主または雇用主によって指名された指示者に対して行われる。  
 ② 本条 I 第一項に規定される通報の名宛人において、合理的期間内に、通報の受理可能性について吟味する迅速さが欠ける場合、通報は、司法当局、行政当局または専門職能団体に対してなされる。

③ 結局、三ヶ月以内に、本条 I 第二項に規定される機関の一つによって処理されない場合、通報は、公表されうる。

II. ― 重大かつ急迫した危険が存する場合、または、回復不可能な損害が発生する危険が存する場合、通報は、本条 I 第二項に規定される機関に対して直接行われうる。通報は、公表されうる。

III. ― 内部の従業員または外部の一時的協力者によって行われる通報を受けるのに適合した手続は、コンセイユ・デタのデクレによって定められる条件において、被雇用者五〇人以上の公法上または私法上の法人、国の行政機関、居住者一〇、〇〇〇人以上の地方自治体、及び、地方自治体が構成員となり独自の課税を行う地方自治体相互協力公機関によって設けられる。

IV. ― 何人も、通報がその受理に適合した機関に向けられるため、権利擁護官 (Defenseur des droits) に対してこれをなすことができる。



事実的要素を提示する限りにおいて、被告側は、その要素に鑑み、当事者の申告または証言以外の客観的要素によって自らの決定が正当化されることを証明する責任を負う。」

II. 一 公務員の権利及び義務を定める一九八三年七月一日の法律第八三一六三四号第六条の三Aは、以下のように修正される。

一 第一項の後に、以下の項が挿入される。

「全ての公務員は、経済活動の透明性、汚職対策及び現代化に関する二〇一六年二月九日の法律第二〇一六一一六九一号第六条乃至第八条に従い通報したことを理由に、制裁を科され、または、直接的もしくは間接的に差別的措置の対象となりえない。」

二 最後から二番目の項の第一文は、以下のように修正される。

a) 「三」の語は「四」の語に置き換えられる。

b) 「または利益相反状況の」という語は、「、利益相反状況、または、上記二〇一六年二月九日の法律第二〇一六一六九一号第六条の意味における通報の」という語に置き換えられる。

三 最終項は、以下のように起草される。

「害する意図をもって、または、公開もしくは流布される事実の少なくとも部分的な不確実性を認識しつつ、悪意で利益相反状況に関する事実、または、懲戒をもたらしうる全ての事実を詳述しまたは証言する公務員は、刑法典第二二六―一〇条第一項で定められる刑罰に処せられる。」

・ 第一一条

行政裁判法典第L. 九二―一条の後に、次のように起草される第L. 九二―一条が挿入される。

「第L. 九二一―一―一条―第L. 九二一―一条が適用される場合、裁判所は、国防法典第L. 四二二―一―四條第二項、労働法典L. 一一三二―一―三―三條第二項または公務員の権利及び義務を定める一九八三年七月一三日の法律第八三―六三四号第六條の三A第二項を無視して、解雇、契約の更新拒否、または、罷免の対象となつた全ての者を復職させるよう命じることができ、この者が一定期間、公法上の法人または公役務の管理の任を負う私法上の組織との関係によつて拘束を受けていた場合も同様である。」

・ 第二二条

第六條の意味における通報に起因する労働契約の破棄の場合、被雇用者は、労働法典第一部第四編第五款第五章に定められる条件において、労働審判所に提訴することができる。

・ 第二三条

I. 一いかなる態様であれ、第八條I第一項に規定される者及び機関への通報を妨害する全ての者は、一年の拘禁刑及び一五、〇〇〇ユーロの罰金に処せられる。

II. 一予審判事または予審部が内部通報者に対する名誉毀損の申し立てを受けた場合、刑事訴訟法典第一七―二條及び第二二―二―二條に定められる条件において宣告されうる過料の総額は、三〇、〇〇〇ユーロである。

・ 第一四條

二〇一六年二月八日の憲法院採決第二〇一六―七四―DC号によつて憲法不適合と宣告された規定<sup>9)</sup>

・ 第一五条

I. 国防法典第L. 四二二—四二四条第一項の後に、以下の項が挿入される。

「全ての軍人は、経済活動の透明性、汚職対策及び現代化に関する二〇一六年二月九日の法律第二〇一六—一六九一号第六条、第七条及び第八条Iに従い通報したことを理由に、制裁を科され、または、直接的もしくは間接的な差別的措置の対象となりえない。」

II. 公衆衛生法典第L. 一三五—一三六一—一条及びL. 五三二—四—二条は、廃止される。

III. 労働法典第L. 一一六一—一条及び第L. 四一三—一五条は、廃止される。

IV. 保健衛生及び環境に関する鑑定の独立性並びに内部通報者の保護に関する二〇一三年四月一六日の法律第二〇一三—一三二六号第一条、第二条第三号及び第四号並びに第一二条は、廃止される。

V. 公的活動の透明性に関する二〇一三年一月一日の法律第二〇一三—一九〇七号第二五条は、廃止される。

VI. 二〇一六年二月八日の憲法院採決第二〇一六—七四—DC号によって憲法不適合と宣告された規定<sup>10)</sup>

・ 第一六条 通貨金融法典第六編第三部は、以下のように起草される第四章によって補完される。

「第四章 権限を有する監督官庁への職務違反の通報及び内部通報者の保護

第L. 六三四—一条①金融市場庁及び健全性監督・破綻処理庁は、欧州規則、本法典、または、金融市場庁の一般規則によって定義され、その監視が両庁のいずれかによって行われる全ての義務違反について、その違反が両庁に通報されるための手続を整備する。

②金融市場庁については、金融市場庁の一般規則、健全性監督・破綻処理庁については、経済担当大臣のアレテが、本章の適用の態様を定める。

第L. 六三四―二条―職員が第六三四―一条に規定される全ての違反を通報できるように、以下の者は適切な内部手続を実施する。

一 第L. 六二―九条II第一号乃至第八号及び第一〇号乃至第一七号に規定される者、

二 第L. 六三四―一条でいわれる原則によって定められる義務に服する活動を行う場合、第L. 六一―二条に規定される者。

第L. 六三四―三条―①第L. 六三四―一条で規定される一つまたは複数の違反となり得る事実を善意で金融市場庁または健全性監督・破綻処理庁に通報した自然人は、このために、解雇、制裁、とりわけ、報酬もしくは職業訓練に関する直接的もしくは間接的な差別的措置、その他あらゆる不利益措置の対象となりえない。

②本条第一項を無視して下された全ての決定は、当然に無効である。

③前二項の適用に関する争訟の場合、通報者が善意で行動したと推定させる事実を証明する限りにおいて、被告側は、その事実を鑑み、通報以外の客観的要素によって自らの決定が正当化されることを証明する責任を負う。判事は、あらゆる有益な証拠調べを命じることができる。

第L. 六三四―四条―①第L. 六三四―一条に規定される違反の資格で、金融市場庁または健全性監督・破綻処理庁になされた通報によって問題にされる自然人は、このような通報の対象となったことのみを理由に、第L. 六三四―三条第一項に規定される措置の対象となりえない。

②本条第一項を無視して下された全ての決定は、当然に無効である。

このように、これまで以上に多くの分野で内部通報者の保護が図られるようになり、刑法典に、内部通報者を不処罰とする規定も設けられ、少なくとも、法律上の整備は、二〇一六年法によって、格段に進んだといえる。

## b) 立法経緯

当初の立法提案<sup>(1)</sup>を見ると、まず、本法案の目標として、「フランスの立法をより進んだ欧州及び国際基準の水準に至らせること」、「経済活動の透明性及び現代化、並びに、経済行為者と公的決定者の関係において新たな進展を実現」することが掲げられている。

他方、内部通報者に関して、具体的な提言は、差押及び没収財産管理徴収局 (Agence de gestion et de recouvrement des avoirs saisis et confisqués : AGRASC) による金銭的支援、及び、金融セクターに関する金融市場庁または健全性監督・破綻処理庁への通報にとどまっており、成立した二〇一六年法とは大きな差があるといわざるをえない。この時点では、内部通報者を不処罰とする規定も盛り込まれていない。

内部通報者の刑事無咎責規定は、二〇一六年五月二四日、国民議會議員 Sébastien DENAJA 氏の修正案 (amendement C1685<sup>(2)</sup>) によってはじめて組上に載る。

・ Sébastien DENAJA 氏によつて二〇一六年五月二四日に提出された修正案

追加条項

第六条の前に、以下の条を挿入する

第六B条

国防に関する秘密、医学上の秘密または弁護士と依頼者の間の関係に適用される職業上の秘密に関する規定が適用される場合を除いて、内部通報者は、暴露した情報が法律によって保護される秘密を侵害する場合、刑事責任を負いえない。

提案理由

倫理的通報は、透明性と民主的責任の証左となるもので、公的機関、公的活動のみならず企業の組織及び運営において、今日では公認されている。

我々の国は、昔から、公的機関及び企業内部における通報義務を有している。しかし、内部通報者を報復の危険から保護することを目的とする規定が設けられたのは、ごく最近にすぎない。本法案第七条は、さらに、金融市場庁または健全性監督・破綻処理庁に対して、EUから派生する法に基づく義務の違反を通報する者に適用されるように、内部通報者の保護の特別な制度を創設する。

これらのつなぎのよう<sup>13</sup>で不完全な法文は、内部通報者の一般的かつ実効的な保護を保障するものではない。

首相によって付託された、コンセイユ・デタは、「通報権…通報すること、取り扱うこと、保護すること」に関する近時の研究において、法律によって、あらゆる内部通報者に適用される一般規定の台座を創出することを推奨した。

本修正案は、内部通報者の地位と刑法上保護される秘密との両立を可能にする。

この提案が採用<sup>13</sup>され、以後、内部通報者の刑事無答責規定が盛り込まれるようになる。

現行の規定ぶりは、二〇一六年六月二〇日、元老院議員François PILLET氏の修正案<sup>14</sup>に見られる。

・元老院議員François PILLET氏によって二〇一六年六月二〇日に提出された修正案

第六B条

本条を以下のように起草する。

第一部第二編第二章は、以下のように起草される第一二一九条によって補完される。

「第一二一九条―①法律によって保護される秘密を侵害する者は、この暴露が当該利益の保護に必要でかつこれと均衡しており、法律によって定められた通報手続に従って行われたもので、かつ、その者が経済活動の透明性、汚職対策及び現代化に関する法律第<sup>15</sup>号第六A条に定められる内部通報者の定義に当てはまる限りにおいて、刑法上責任を負わない。

②第一項で定められる刑事無答責事由は、当該暴露が国防上の秘密、医学上の秘密、及び、弁護士と依頼者間の秘密を侵害する場合には適用されない。」

#### 目的

包括的な起草によるこの修正案は、内部通報者の定義を明確化することを目指している。

第一に、本修正案は、法律によって保護された秘密の暴露または暴露の隠匿を理由とする全ての訴追から内部通報者を保護するため、この者の刑事無答責を法典化する。この規定は、刑事無答責事由に関する刑法典の章の内部に挿入される。

第二に、本修正案は、法律によって定められる通報手続によることを刑事無答責の条件としている。即ち、緊急性がないにもかかわらず、事前の手続を踏むことなく情報を流布する者は、それ故、この刑法上の不処罰の恩恵を受けないであろう。

この修正案が採用され<sup>16</sup>、現行規定と同様の内部通報者の刑事無答責規定が法案に盛り込まれることとなった。

なお、二〇一六年年法に関する憲法院裁判<sup>16</sup>において、内部通報者の刑事無答責規定に関しては特に問題とされることはなかった。内部通報者の定義（第六条）、及び、通報手続（第八条）に関して、元老院議員から審査申立があったが、憲法院は、いずれも憲法適合的との判断を下している。<sup>17</sup>

## II TEFAL事件

### 一 事案の概要

二〇一三年一月一日から同年二月三十一日の間、労働監督官Xは、匿名で、SAS TEFAL社の複数の機密文書を受領した。それは、「TEFAL社人事部の責任者とSEBグループ人事部の責任者間の電子メールのやりとりで、「ソーシャルセンサー（capteurs sociaux）」と題する文書であった。これらの文書は、非合法かつ匿名で獲得されており、明らかに秘密のものであった。Xは、その内容によっても、名宛人のIDによっても、当該文書がメールボックスの名義人の同意なく獲得されたことを知りえなかった。Xは、匿名の情報提供者との通信のあらゆる痕跡を自分のメールボックスから消去した上で、当該文書を県及び地域のさまざまな労働組合、並びに、全国労働監督評議会に転送した。

Xは、当該文書を各労働組合等に転送したにつき、秘密漏示罪（刑法典第二二六―一三条<sup>(18)</sup>）に問われた<sup>(19)</sup>。

Anecy大審裁判所軽罪部二〇一五年二月四日判決は、職業上の秘密の漏洩行為に関して、次のように判示し、秘密漏示罪の成立を肯定した。

「職業上の秘密を漏洩する行為について

刑法典第二二六―一三条は、地位もしくは職業によって、または、一時的な職務もしくは任務の故に、秘匿性のある情報を保持する者がこれを暴露した場合、一年の拘禁刑及び一五、〇〇〇ユーロの罰金が科される旨規定する。

労働監督官X氏は、公務員として、職業上の秘密を遵守する義務を導く、一九八三年七月一三日の法律第二六条の規定を遵守する義務を負う。

労働監督官の職業に適用される職業倫理規定に鑑みれば、労働監督にとって、職業上の秘密は、人々のために、収集

された機密事項の安全を保障し、人がアクセスできる秘匿性のある情報を保護することが目的であるということが明らかになる。

X氏は、匿名の下、個人的に自己に送付された文書を読んで、この文書がTEFAL社の自らに対する圧力を証明するもので、階層的上位者と対立する争議において必要な情報であり、自ら付託すると決した全国労働者連合（CNT）に知らされなければならないと考えた。

X氏は、尋問の際、犯罪が構成されると考える旨の調書を作成したと付け加えた。しかしながら、X氏は、二〇一三年一月から、七つの労働組合組織にこれらの文書一式を送付したにもかかわらず、文書を受領して六ヶ月以上が経過した、二〇一四年六月二四日の尋問の時点でも、構成されると自身が主張する犯罪を共和国検事に申し立てていなかった。

さらに、X氏は、憲兵による尋問において、不当にも、この流布には、労働法典の条項が適用されると主張した。

この労働組合組織への流布によって、TEFAL社のこれら内部文書を新聞及びインターネット上で公表することが可能となり、その結果、M氏が特定され、M氏はTEFAL社から解雇されるに至った。

場合によっては自己の利益を擁護する任を負う労働組合組織への単純な流布にとどまらない、この広範な流布は、労働組合組織の代表者で構成される、全国労働者連合への付託によって既に十分に実施されている防御権の行使と比較することはできないであろう。この広範な流布は、個人のレベルを超えて広く流布する意思をもって、ある企業の秘密の内部文書を伝播するという熟慮の上での選択がなされたことの証左である。

X氏は、従って、防御権の行使から導出される任意の正当化事由を援用できないであろう。職業上の秘密を漏洩する行為が特徴づけられるように思われる。

内部通報者の地位に関して

労働法典第一一三二―一三三―三<sup>(2)</sup>条は、行為後の二〇一三年二月六日の法律によって創設された。

X氏によって、労働組合組織に流布された文書は、その職務の公使の枠内で獲得されたものではなく、その防御権の厳格な行使において用いられたものでもなく、それが重罪または軽罪を構成することも証明されていない。

従って、職業上の秘密漏洩罪が構成されるように思われる。」

Chamberly控訴院二〇一六年一月一六日判決<sup>(33)</sup>も、同様に、以下のように述べて、秘密漏洩罪の成立を肯定した。

「X氏に非難が向けられる、職業上の秘密の漏洩行為について

刑法典第二二六―二三条の文言によれば、職業上の秘密に対する侵害を構成するのは、地位もしくは職業によって、または、一時的な職務もしくは任務の故に、秘匿性のある情報を保持する者がこれを暴露する行為である。

本件では、X氏が、労働監督官の職務の故に、秘匿性のある一定数の情報を認識したことについては争いが無い。X氏は知らなかったが、不正に獲得された文書である、TEFAL社の幹部が発したさまざまな秘密文書をX氏が労働組合機関に送付したことは確かである。

X氏は、この秘密情報の労働組合組織への伝播及び流布が、自己の職務遂行、または、刑事もしくは懲戒手続の枠内の防御に必要であったと今日有効に主張ことはできない。というのも、X氏に対してこの種のいかなる訴権も向けられていなかったのであり、これらの情報がその張本人に対して犯罪を特徴づけるものであったとすれば、これらの文書は、X氏によって、共和国検事に提供され、送付されるべきであったからである。

さらに、労働法典第一一三二―一三三―一三三条の適用領域が、厳密に雇用者と私法上の被雇用者の労働関係に限定されていること、暴露される事実が軽罪または重罪を構成しうるだけではなく、必然的に軽罪または重罪を構成するものでなければならぬこと、さらには、労働法典の上記条項が機能的な保護を超えて、内部通報者が犯しうる犯罪の正当化事由を構成しているわけではない以上、同条項によって定められる、内部通報者の差別に対する保護が新たな刑事無答責事由とは解釈されえないであろうことから、被告人は、内部通報者の地位を援用することもできない。

最後に、上述の通り、不正に獲得された後に暴露された文書は、被告人がいかなる手続においても何ら喚問されていないのであるから、厳密にその防御権行使に必要なものではなく、結局、この当該文書の労働組合組織への送付は、企業内に存在する激しい緊張を増長させえにすぎず、これらの文書は、その上、犯罪の存在を証明しうるとしても、それに法律上の帰結を与える権限を有する官憲には送付されなかつたのであり、これらの状況は、かくして、悪意に加えて、当該企業の経営を妨げる明白な意思を証明するもので、このことは被告人が無私無欲で行動したものではないことを示している以上、いかなる無答責事由もX氏の行動を正当化しえないであろう。」

## 二 破毀院刑事部二〇一八年一月一七日判決<sup>(2)</sup>

破毀院刑事部は、X氏の秘密漏洩罪の成否について、以下のように述べて、原判決を一部取り消して、Lyon控訴院に事件を移送した。

「刑典第二二二一条第三項<sup>(3)</sup>及び、同法典第二二二九条を創設する、経済活動の透明性、汚職対策及び現代化に関する二〇一六年二月九日の法律第二〇一六―一六九一号第七条に鑑み、判断する。

新法の規定が旧規定より厳しくない場合、新法の規定施行前に行われ、確定力をもった有罪宣告がなされる前の犯罪行為には新法が適用される。

原判決は、破棄申立理由に転載された判決理由から、X氏に隠匿及び職業上の秘密漏洩で有罪を宣告した一審判決を支持している。

しかし、被告人の状況は、二〇一六年二月一日から、一定の条件において、法律によって保護される秘密を侵害した者のために新たな刑事無答責事由を創設する、上記二〇一六年二月九日の法律第七条に照らして、検討されてい

なかった。

従って、このより有利な規定に鑑み、事件を改めて審理する理由がある。」

上記の通り、本判決は、刑法典第一二二―一九条が適用される可能性に鑑み、原判決の一部を取り消しており、新たな正当化事由をめぐって破毀院が初めて判断を下した判例<sup>(26)</sup>ということができる。事件自体は、刑法第一二二―一九条施行前のものであるが、同条が被告人に有利な規定であるため、遡及適用が可能であり、この点については、刑法典第一二二―三三第三項が明文で定めている。

とはいえ、本件において、実際に、刑法第一二二―一九条が適用され被告人が無罪になるかは別問題であり、この点については否定的な見方も存する<sup>(27)</sup>。

## 結論 刑法典第一二二―一九条の意義

### 一 内部通報者の刑事無答責の具体的要件

以上、内部通報者の刑事無答責を中心に、二〇一六年法をめぐる展開を概観した。ここで、改めて、刑法典第一二二―一九条の内容について、確認しておく。

同条によって、内部通報者が刑事無答責になるためには、①秘密の暴露が当該利益の保護に必要でかつこれと均衡していること、②法律によって定められた通報手続に従って行われたこと、及び、③二〇一六年一月九日の法律第六条に定められる内部通報者の定義に当てはまる必要があることである。

通報手続については、二〇一六年二月九日の法律第八条が定めており、緊急時を除き、通報は、まず、直接的または間接的な階層的上位者、雇用主または雇用主によって指名された指示者に対して行い、合理的期間内に通報が受理されない場合、次に、司法当局、行政当局または専門職能団体に対して行う。そこで三ヶ月以内に処理されない場合は、最終的に、通報内容を公表することが可能となる。

他方、内部通報者の定義は、同法第六条第一項で、「自身が個人的に認識した、重罪もしくは軽罪、フランス国によって正式に批准もしくは承認された国際協約、そのような国際協約に基づいてなされる国際機関の単独行為、法律もしくは規則に対する重大かつ明白な違反、または、一般の利益に対する重大な脅威もしくは損害について、無私無欲かつ善意で暴露または通報する自然人」とされている。

また、同条第二項で、適用除外となる場合として、国防上の秘密、医療上の秘密、及び、弁護士と依頼者間の秘密が列挙されている。

なお、実際、内部通報者の刑事無答責が問題となる犯罪類型として想定されるのは、上述の判例でも問題となった、職務上の秘密漏示罪（刑法典第二二六―二三条）、及び、国防に関する秘密漏示罪（刑法典第四一三―一〇条<sup>28</sup>）であろう。

## 二 刑法典第一二二―一九条に対する評価

まず、本条の射程について、一般的な正当化事由として広く捉える見方もあれば、要件が厳格で限定的とする見解もあり、評価が分かれている。

例えば、本条は、「公衆衛生、環境、経済活動、公的活動または情報のような広範で多様な領域で行動する『内部通報者』をカバー」する一般的な正当化事由との評価がある一方で、この刑事無答責事由は、「立法者によって慎重に鎖

錠された要件に服する、超特別事由（cause ultra-specialle）に見える<sup>(30)</sup>とするものもある。

これと関連して、そもそも、内部通報者の刑事無答責規定を総則に置くことに疑問を抱く者もいる。即ち、「この法文が刑法典の総則に位置づけられるにふさわしいかは定かでない。確かに、この正当化が排他的に特定の犯罪と結びついているわけではないが、法律上はそうではないとしても、実際、正当化は一つの犯罪（刑法典第二二六―二三条）にしか関わらないであろう<sup>(31)</sup>」とする。

次に、必要性と均衡性の要件について、他の正当化事由に倣って盛り込まれたといわれているが、この要件の意義を疑問視する見解もある。即ち、「内部通報者の条件を満たし、通報手続を遵守する者が暴露の必要性及び均衡性の要件を充足しないような場合が想定されるのか」との疑問が呈され、正当防衛（刑法典第二二―二五条）、及び、緊急避難（第二二―二七条）の文言から借用した、この両要件は無駄ではないかと主張される<sup>(32)</sup>。

また、内部通報者の定義について、「二〇一六年二月九日の法律第六条でカバーされているため、第二二―二九条は明文でこの点を繰り返していないが、ここで関係するのは自然人のみである。従って、アソシアシオン、労働組合、従業員を代表する機関またはNGOといった法人は全て、刑法上の保護から除外される<sup>(34)</sup>」として、内部通報者保護に法人が含まれない点を論難する見解もある<sup>(33)</sup>。

他方で、手続に関して、要件の不明確さを指摘する者もいる。即ち、「法律によって定められる通報手続を遵守しなければ、内部通報者は、刑法典第二二―一九条の無答責事由の恩恵を受けられないが、いくつかの要素は不明確であるだけにいっそう、これはきわめて制限的な要件と見なされうる」とされ、例えば、「権限ある官憲に知らせる前に階層的上位者に残されるべき『合理的な期間』は何に対応しているのか」との疑念が示される。

さらには、本条の存在意義自体に懐疑的な見方も存在する。この論者は、「他方で、この正当化事由が明文で承認されるに値するの否かについて問われうる。というのも、二〇一六年二月九日の法律の文言に合致した者を全ての刑

事責任から解放することが問題なのであり、そのことは理解できるとしても、それ以上でもそれ以下でもないからである<sup>(36)</sup>として、結局、法令行為として、刑法典第一二二―四条を単に適用すれば足りると主張する<sup>(37)</sup>。

このように、刑法典第一二二―九条に対しては、批判的な評価も根強い。同条の具体的適用条件、他の正当化事由との関係等、精査すべき問題点も多い。とはいえ、二〇一六年法によって、内部通報者の保護が前進したのは間違いのないところである。現に、T.E.F.A.I.事件判決に見て取れるように、同条の登場によって、従来の枠組みでは免責の対象とならなかった者にまでその射程は及ぶようになってきている。刑法典第一二二―九条の今後の適用がどのようになるか、場合によっては、同条の見直しの必要性も念頭に置きつつ、その運用状況について、注意深く見守る必要がある。

- (1) 刑法典第一二二―四条「①法律または規則の規定によって命じられまたは許容された行為を実行する者は、刑法上責任を負わない。②正当な官憲によって指示された行為を実行する者は、刑法上責任を負わない。」
- (2) 刑法典第一二二―五条「①自己または他人に向けられた不正な侵害を前にして、自己または他人の正当防衛の必要性に要請される行為を同時に実行する者は、用いられた防衛手段と侵害の重大性の間に不均衡がある場合を除いて、刑法上責任を負わない。②財産に対する重罪または軽罪の実行を妨げるために、故意の殺害以外の防衛行為を実行する者は、この行為が追求する目的にとって厳密に必要な場合、用いられた手段が犯罪の重大性と均衡している限りにおいて、刑法上責任を負わない。」
- (3) 刑法典第一二二―七条「自己、他人または財産を威迫する現在しまたは急迫する危険に直面して、人または財産の保護に必要な行為を実行する者は、用いられる手段と脅威の重大性の間に不均衡がある場合を除いて、刑法上責任を負わない。」
- (4) Loi n° 2016-1691 du 9 décembre 2016 relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique, JORF 10 décembre 2016, texte 2.
- (5) Loi n° 2011-2012 du 29 décembre 2011 relative au renforcement de la sécurité sanitaire du médicament et des produits de santé, JORF n° 0302 du 30 décembre 2011, texte 1.
- (6) Loi n° 2013-316 du 16 avril 2013 relative à l'indépendance de l'expertise en matière de santé et d'environnement et à la protection des lanceurs d'alerte, JORF n° 0090 du 17 avril 2013, texte 1. つれと合わせ、同法によって、労働法典にも関連規定

- が設けられた。労働法典第L. 四一三三―五一条「本章の適用において通報する労働者は、公衆衛生法典第L. 一三五一―一条に定められる保護の恩恵を受ける。」
- (7) Loi n° 2007-1598 du 13 novembre 2007 relative à la lutte contre la corruption. JORF n° 264 du 14 novembre 2007, texte 1.
- (8) 二〇一六年二月九日の法律第一条「腐敗行為防止規制局は、司法大臣及び予算担当大臣の下に置かれる、全国管轄の機関であって、所轄官庁及び以下の事態に直面する者が汚職 (corruption)、贈収賄 (trafic d'influence)、公務員による公金横領 (concession)、利益の不正取得 (prise illégale d'intérêt)、公的財産の領得 (détournement de fonds publics) 及び情実 (favoritisme) を防止し、摘発するのを支援することを任務とする。」
- (9) 二〇一六年二月九日の法律第一四条「I. ① 権利擁護官は、第六条の適用において行った通報のみを理由に、自己に対してなされた不利益措置を認識させるため、提訴する自然人に対して、その請求に基づき、示された手続費用につき、前払いの形で金銭的支援を行うことができる。② 本条第一項で定められる金銭的支援は、司法扶助に関する一九九一年七月一〇日の法律第九一―六四七号の適用により受領される裁判上の支援を害することなく、行われうる。③ この支援は、事実が本章で定められる条件において通報されなかった場合、拒否されうる。④ この支援の総額は、この措置が対象者の報酬の剥奪または減少をもたらす場合、対象者の資産に応じて、かつ、対象者が違法性を認識させようとしている不利益措置の性質に鑑み、決定される。この支援の総額は、権利保護保険契約または同等の保護システムの資格で払い戻される手続費用の部分につき減額される。II. 自己の権利を主張するため自然人によってなされる提訴とは別に、権利擁護官は、本章で挙げられる条件において行った通報の故に、この者が重大な金銭的困難に直面し、生存条件が脅かされていると思量する場合、この者に一時的な金銭的援助を与えることができる。III. 本条の適用態様は、コンセイユエッタのテクレでこれを定める。」
- (10) 二〇一六年二月九日の法律第一五条「VI. 一 『告発された』という語の後、刑法典第二二六―一〇条第一項の末尾は、以下のよう起草される。『または、最終的に、公表された場合、五年の拘禁刑及び四五、〇〇〇ユーロの罰金に処せられる。』」
- (11) N° 3623 ASSEMBLÉE NATIONALE, enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 30 mars 2016, PROJET DE LOI relatif à transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique. EXPOSÉ DES MOTIFS, <http://www.assemblee-nationale.fr/14/projets/pj3623.asp> (二〇一〇年九月七日閲覧)
- (12) ASSEMBLÉE NATIONALE, 24 mai 2016, Relatif à transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique. (N° 3623), AMENDEMENT, présenté par M. Denaja, rapporteur. N° CL685, [http://www.assemblee-nationale.fr/14/amendements/3623/CI0N\\_LOIS/CL685.asp](http://www.assemblee-nationale.fr/14/amendements/3623/CI0N_LOIS/CL685.asp) (二〇一〇年九月七日閲覧)
- (13) N°s 3785 et 3786, ASSEMBLÉE NATIONALE, Enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 26 mai 2016, RAPPORT

par M. Sébastien DENAJA. <http://www.assemblee-nationale.fr/14/rapports/r3785-clasp> (二〇一〇年九月七日閲覧)

(14) SÉNAT, 20 juin 2016. Projet de loi, Transparence, lutte contre la corruption et modernisation de la vie économique, commission des lois, AMENDEMENT présenté par M. PILLET, rapporteur, N° COM-149, [https://www.senat.fr/amendements/commissions/2015-2016/691/Amdt\\_COM149.html](https://www.senat.fr/amendements/commissions/2015-2016/691/Amdt_COM149.html) (二〇一〇年九月七日閲覧)

(15) N° 712 SÉNAT, Enregistré à la Présidence du Sénat 22 juin 2016, RAPPORT, par M. François PILLET, Sénateur. <https://www.senat.fr/rap/115-712-1/115-712-1.pdf> (二〇一〇年九月七日閲覧)

(16) CONSEIL CONSTITUTIONNEL, Decision n° 2016-741DC du 8 décembre 2016, Loi relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique. <https://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2016/2016741DC.htm> (二〇一〇年九月七日閲覧)

(17) 二〇一六年二月八日の憲法院判決第二二〇一六―七四一DC号(経済活動の透明性、汚職対策及び現代化に関する二〇一六年二月九日の法律)「第六条及び第八条に関して、二、第六条は、内部通報者を定義する。第七条は、次の三条件の下で、内部通報者に対し、法律によって保護された一定の秘密の暴露につき、刑事無答責を付与する。即ち、秘密の暴露が当該利益の保護に必要でかつこれと均衡していること、内部通報者が第六条の定める定義に合致していること、及び、この者が法律によって定められる通報手続を遵守したことの三つが要件となる。第八条は、通報手続を整備すること。この手続は、当事者が、まず、直接的または間接的な階層的上位者、雇用者または雇用者によって指名された指示者に通報することを要求する。この者において迅速さが欠ける場合、通報は、司法当局、行政当局または専門職能団体に対してなされる。三ヶ月以内にこれらの機関によって処理されない場合、通報は、公表される。重大かつ急迫した危険が存在する場合、または、回復不可能な損害が発生する危険が存在する場合、通報は、司法当局、行政当局または専門職能団体に対して直接なされるし、公表される。第八条Ⅲは、一定の公的機関または民間機関に対し、コンセイユデータのデタレによって定められる条件において、内部の従業員または外部の一時的協力者のために通報を受けるのに適合した手続の整備を課している。第八条Ⅳは、何人も、通報がその受理に適合した機関に向けられるため、権利擁護官に問い合わせることができる旨規定する。三、申請者の元老院議員は、内部通報者を不精確に定義しているとして第六条に非難を向けている。このことから、この定義が付託された法律の第七条に定められる刑事無答責の適用を決定する限りにおいて、罪刑法定原則、憲法第三四章、平等原則、刑罰の均衡原則違反が生じることになると主張される。申請者の元老院議員は、「一般の利益に対する重大な脅威もしくは損害」という表現の不精確さの故に、法律の利用容易性及び理解容易性という憲法的価値を有する目的に反している点を付け加える。四、申請者の元老院議員は、他方で、第六条で定められる内部通報者の定義がそれ以上の精確さをもつことなく「自然人」を対象としているのに対して、第八条で定められる通報手続が通報の

対象となる組織の被雇用者のみに関わるように見える限りにおいて、この法律の利用容易性及び理解容易性というこの同じ目的を無視しているとして、第八条に非難を向けている。五、一七八九年の人間と市民の権利の宣言第四条、第五条、第六条及び第一六条に由来する、法律の利用容易性及び理解容易性という憲法的価値を有する目的は、立法者に対して、十分に精確な規定及び曖昧さのない定式の採択を要請する。立法者は、実際、その決定が憲法によって法律にしか委任されなかった規定の確定及び政または司法官憲に振り向けることなく、法主体を、憲法に反する解釈から、または、恣意性の危険から守らなければならない。六、第一に、第六条は、内部通報者を「自身が個人的に認識した、重罪もしくは軽罪、フランス国によって正式に批准もしくは承認された国際協約、そのような国際協約に基づいてなされる国際機関の単独行為、法律もしくは規則に対する重大かつ明白な違反、または、一般の利益に対する重大な脅威もしくは損害について、無私無欲かつ善意で暴露または通報する自然人」と定義する。しかしながら、第六条は、国防上の秘密、医療上の秘密または弁護士と依頼者間の秘密に属する事実、情報または記録を、付託された法律の第二章で定められる内部通報者保護の法律上の制度から除外している。かく採択された内部通報者の定義の基準は、不精確ではない。七、第二に、第八条で定められる通報手続は、連続する三つの段階からなり、その順序は法律によって決められている。ところで、通報が階層の上位者、雇用主または雇用主によって指名された指示者に対して行われる旨規定する第一段階は、問題となる組織によって雇用される者、または、第八条Ⅲの適用により、この組織の外部的もしくは一時的協力者のみ関係しうる。同様に、第一〇条乃至第一二条によって、第六条乃至第八条の条件に合致する内部通報者にもたらされる保護は、この内部通報者がその職業生活の枠内で被りうる差別に限定されている。かくして、第八条及び第一〇条乃至第一二条の文言及び目的から、立法者は、この者を雇用する組織を対象とする通報を行う内部通報者、または、内部通報者が職業的枠内で協力する者に第八条の適用範囲を制限しようとしたことが分かる。立法者が、第六条において、通報の対象となる組織によって雇用される者にも、その協力者にも限られない内部通報者のより一般的な定義を採用したということは、論難されている規定を理解不可能にするという結果を導くものではない。実際、この定義は、第八条によって定められる場合のみならず、必要な場合、職業上の枠を超えて、立法者によって設定された他の通報手続にも適用されるものである。八、以上のことから、第六条及び第八条が法律の利用容易性及び理解容易性という憲法的価値を有する目的を無視していないことが判明する。九、罪刑法定原則、憲法第三四条、平等原則、刑罰の均衡性、その他いかなる憲法的要請にも抵触していない、付託された法律の第六条は、憲法に適合している。付託された法律の第八条についても同様である。」

(18) 刑法典第二二六―二三条「地位もしくは職業によって、または、一時的な職務もしくは任務の故に、秘密性のある情報を保持する者がこれを暴露した場合、一年の拘禁刑及び一五、〇〇〇ユーロの罰金に処せられる。」

(19) その他にも、電子メール及びSAS TEFAL社の内部データを隠匿したことにつき、隠匿罪（刑法典第三二―三三條）の成否が

問題とされた。

- (20) <https://www.legals.net/jurisprudences/tribunal-de-grande-instance-dannecy-chambre-correctionnelle-jugement-correctionnel-du-4-decembre-2015/> (110110年九月七日閲覧)
- (21) M氏は、当該文書を不正に入手し、漏洩した人物で、X氏の共同被告人である。
- (22) 労働法典第L. 11133113三条(当時)「①自己が職務の遂行において認識した、軽罪または重罪を構成する事実を善意で詳述しまたは証言したことを理由に、何人も、採用手続から排除されえず、研修または職業訓練への参加を妨げられない他、全ての被雇用者は、制裁を加えられ、解雇され、または、とりわけ第L. 3331111三条の意味における報酬、利益分配、株式分配、職業訓練、再配置、配属、資格、分類、職業上の昇任、人事異動もしくは契約の更新に関して、直接的もしくは間接的な差別的措置の対象となりえない。②第一項の適用に関する争訟の場合、対象者が、軽罪もしくは重罪を構成する行為を善意で詳述しまたは証言したことを推定させる事実的要素を提示する限りにおいて、被告側は、その要素に鑑み、当事者の申告または証言以外の客観的要素によって自らの決定が正当化されることを証明する責任を負う。判事は、必要な場合、有益と思量するあらゆる証拠調べを命じた後、心証を形成する。」
- (23) <https://www.legals.net/jurisprudences/cour-dappel-de-chambery-arret-du-16-novembre-2016/> (110110年九月七日閲覧)
- (24) Crim. 17 oct. 2018, n° 17-80.485, <https://www.legifrance.gouv.fr/affect/Jurijudi.do?oldAction=rechJurijudi&idTexte=JURITEXT000037536230&fastReqId=6795333&fastPos=104> (110110年九月七日閲覧)
- (25) 刑法典第一二二一条「①行為時に犯罪を構成する行為のみが処罰される。②行為時に法律上適用される刑罰のみが宣告される。③但し、新規定が旧規定より厳しくない場合、新規定施行前に行われ、確定力をもった有罪宣告がなされる前の犯罪行為には、新規定が適用される。」
- (26) SORDINO, Marie-Christine, Lanceur d'alerte: rétroactivité in mitius de l'article 122-9 du code pénal, AJ Pénal, 2018, p.574参照。
- (27) SORDINO, op.cit. (note 26), p.575「本件において、内部通報者の定義に合致すること、及び、要求される通報の段階に従ったことを証明しなければならぬのは被告人ということになる。事実審裁判官に認定された事実を鑑みれば、被告人は、階層的手順を踏むことなく、労働組合に直接情報を転送したように思われる以上、通報経路の遵守に関して、疑念を差し挟む余地がある」として、刑法典第一二二九条の適用に否定的な見方を示している。
- (28) 刑法典第四一三一条「①地位もしくは職業によって、または、一時的もしくは継続的な職務もしくは任務の故に、国防上の機密性を有する、プロセス、対象、文書、情報、情報ネットワーク、コンピュータ処理されたデータまたはファイルを持する全ての者によってなされる、それらを破壊し、流用し、領得し、複製する行為、または、無資格者にそれらにアクセスさせる

行為、もしくは、それらを公衆もしくは無資格者に知らせる行為は、七年の拘禁刑及び一〇〇、〇〇〇ユーロの罰金に処せられる。  
 ②保持者によってなされる、前項で定められる、プロセス、対象、文書、情報、情報ネットワーク、コンピュータ処理されたデータまたはファイルにアクセスさせ、破壊し、流用し、領得し、複製し、流布する行為は、同様の刑罰に処せられる。③保持者が軽率または懈怠によって行動した場合、当該犯罪は、三年の拘禁刑及び四五、〇〇〇ユーロの罰金に処せられる。」

- (20) PIN, Xavier, *Droit pénal général*, 10<sup>e</sup> éd., 2019, Dalloz, p.253.
- (26) PARIZOT, Raphaële, *Les renversements de la responsabilité pénale*, RSC, 2017, p.366.
- (18) DREYER, Emmanuel, *Droit pénal général*, 5<sup>e</sup> éd., 2019, LexisNexis, p.972
- (22) PARIZOT, op.cit (note 30), p.367; SORDINO, op.cit.(note 26), p.575等参照。
- (33) PARIZOT, op.cit (note 30), p.367.
- (34) KOLB, Patrick, LETURMY, Laurence, *Droit pénal général*, 13<sup>e</sup> éd., 2018, Gualino, p.107.
- (35) PARIZOT, op.cit. (note 30), p.368. 「内部通報者の定義に含まれる諸要件について、憲法院は不精確ではないとするが、疑問が残る。したがって、これらの基準は、かなり排他的と見なされるべきと評する。」
- (36) DREYER, op.cit. (note 31), p.972.
- (37) DEBOVE, Frédéric, FALLETTI, François, *Précis de droit pénal et de procédure pénale*, 7<sup>e</sup> éd., 2020, PUF, p.243以下。これら内部通報者の不処罰は、法律の許容と緊急避難の間に位置づけられると考えられる。その他、内部通報者の保護をめぐって、BAVIOT, Alexis, *Lanceur d'alerte: insurgé ou tyran?*, *Droit pénal* 2019, pp.29 et s.; BOULOC, Bernard, *Droit pénal général*, 26<sup>e</sup> éd., 2019, Dalloz, p.384; BOULOC, Bernard, HATSOPOLOU, Haritini, *Droit pénal général et procédure pénale*, 21<sup>e</sup> éd., 2018, Sirey, p.161; DAOUDE, SFOGIAS, *Lanceurs d'alerte et entreprises*, *AJ Pénal*, 2017, pp.72 et s.; PRADÉL, Jean, *Droit pénal général*, 22<sup>e</sup> éd., 2019, Édition Cujas, pp.320-322等参照。